

# 日弁連の法整備支援（国際司法支援）活動

日本弁護士連合会  
国際交流委員会委員長  
外 山 太 士

## 1 はじめに

日弁連が外国の司法制度に対して行う支援活動（国際司法支援活動）を始めたのは、1990年代半ばのことであったが、2007年頃まで活動の中心はカンボジア弁護士会に対するものであった。その詳細は前号に掲載された矢吹公敏弁護士の論稿に述べられているので、本稿では、その後の活動と現在の課題などを中心に記述したいと思う。

## 2 日弁連の支援活動の戦略？

矢吹論稿には、支援活動にも「戦略的取り組み」が必要であるとされるが、日弁連の支援活動に、自慢できるほどの戦略や長期的な計画があったわけではない。そもそも支援活動は、現地からの要請に基づいて行われるものであるから、長期的な計画を立てにくい性質のものである。日弁連のこれまでの支援活動も、相手国弁護士会からの要請のほか、JICA、海外技術者研修協会（AOTS、現一般財団法人海外産業人材育成協会）といったドナーの意向等を受けて、いわばその時点の「情勢」に応える形で行われてきたという見方もできるだろう。しかし、「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」（2009）にも謳われているように、理念としては人権保障、平和、そして法の支配の実現を、活動としては弁護士及び弁護士会への支援に軸足を置くという、骨組みを大切にしながら取り組んできたことは確かである。

## 3 近年の活動紹介

### (1) ベトナム

JICAが2007年まで行っていた法整備支援プロジェクトで主として民商事法の整備が進められたが、2007年から始まった法・司法制度改革支援プロジェクトでは、公平、透明、説得力ある裁判実務の実現を上位目標として、弁護士会の能力強化も下位目標の中に含まれることとなった。2009年には全国組織としてのベトナム弁護士連合会（Viet Nam Bar Federation, VBF）が設立されたことを受けて、JICAからVBFのメンバーに対する本邦研修実施の依頼がなされ、以後、現在まで毎年実施されている。日弁連は、現地専門家として派遣された弁護士を通じるなどして、VBFと調整し、適切なテーマを選定し、VBF自体の管理運営能力、及びベトナム弁護士への実務支援能力の強化を

目指した研修を行ってきた<sup>1</sup>。

## (2) ラオス

ラオスについては、法務省・JICAが実施する法整備支援プロジェクトのカウンターパートに弁護士会が含まれていないこともあって、日弁連独自の資金でラオス弁護士会（Lao Bar Association, LBA）に対する支援を行っている。具体的には、2012年より公益財団法人東芝国際交流財団からの支援と日弁連自身の資金とを合計して、毎年200万円から300万円程度の予算規模で、司法アクセス、弁護士の継続教育、弁護士養成等に関する支援を行ってきた<sup>2</sup>。2015年には、現地に新司法研修所が設立されたことから、昨年は、同所の弁護教官の教授法を改善するためのプログラムを実施し、今年もこれを継続する予定である。

同国では、未だ弁護士数も200名弱と少なく、弁護士会の組織力も弱いことから、プロジェクトの進行に苦勞することも少なくない。また、法務省・JICAの支援で民商事法の立法作業が進展しているが、これら新しい立法の運用に、弁護士及び修習生が対応できるようにすることも今後ますます重要になってくるものと思われる。

## (3) カンボジア

カンボジアに対する支援は、弁護士養成校運営を中心とする2001年から2010年までの支援プロジェクトが終了した後、その規模を縮小し、近年では弁護士養成校での特別講義を行う程度であったが、2016年12月に新弁護士会長と今後の支援について協議し、2017年度は、弁護士養成校での現地講義の他、既存の弁護士に対する継続教育の支援も行うことを検討している。同国では、わが国の支援で起草された新民法・民訴法が公布・施行されており、その具体的な適用、運用についての問題意識が法曹三者全体で高まっていることから、具体的な事案を前提に、適切な解釈論を展開できる実務能力が求められているように感じられる。

## (4) モンゴル

モンゴルに対する支援は、同国にJICAから派遣されていた弁護士の長期専門家を中心に始まった調停制度の支援に関連し、2011年から調停人研修のための本邦研修をJICAから受託して行ってきた（2015年まで）。この間の活動を通じて、同国弁護

---

<sup>1</sup> これまでの本邦研修で実施したテーマは以下の通りである。2009年度「日本弁護士連合会の組織、活動」、2010年度「弁護士職務基本規程、弁護士会の役割およびその連合会との関係」、2011年度「ベトナム弁護士連合会・各省弁護士会の組織強化、弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策」、2012年度「刑事司法における弁護人の権利の確立を目指して」、2013年度「地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治」、2014年度「効果的な弁護士向け研修」、2015年度「自己管理制度下における、弁護士に対する苦情処理の解決、弁護士の規律維持、弁護士の権利・利益保護」、2016年度「弁護士連合会、単位弁護士会の機能・組織の強化」（当番弁護士制度）。

<sup>2</sup> これまでに実施したプログラムは以下の通りである。2012年度「市民の司法アクセスを阻害する諸問題及び解決策」（国際会議及び法律相談会）、2013年度「法律相談スキルに関するワークショップ」（現地WS）、2014年度「ラオスの新司法修習制度に対応した弁護士養成研修準備プロジェクト」（現地セミナー及び本邦研修）、2015年度「ラオスにおける弁護士制度の法的基盤強化支援プロジェクト」（LBA側の事情により中止）、2016年度「ラオスの新司法研修制度における弁護士養成改善プロジェクト」（本邦研修及び現地セミナー）。

士会との関係が深まったことから、2013年から、旅費、宿泊費及び通訳翻訳費はモンゴル側が全額負担し、研修の講師のみ日本側で手配する形式での、自主来日型の研修が開始され、本年まで毎年実施されている<sup>3</sup>。

#### 4 最近の変化と課題

法整備支援活動は、まずは法律の起草からスタートしなければならないことが多いが、現在では、アジアの支援対象国の多くにおいて、民商事法の基本法典については一定の法制化の作業は終了し、今後はこれを普及・運用していく局面に転換しつつあるように感じている。この局面になると、一般市民、企業から法律相談を受け、契約書その他の法律文書を作成し、そして裁判所で当事者を代理して訴訟活動する弁護士が、これら新調された法律を使いこなせることが重要になってくる。また、法律は最終的には裁判所で解釈適用されるものではあるが、裁判所における各種法律の運用につき、裁判官、検察官、弁護士の間にある程度共通の理解がなければ、安定的な司法制度は運用できない。したがって、法律の普及・運用の局面では、法曹三者すべてが参加し、一定の共通理解を基礎とする実務運用が形成されていく必要があると思われる。また、法律が実際に使われ、これに沿って社会が規律されていくようになるためには、市民が裁判所や弁護士に容易にアクセスできること（司法アクセス）が重要となる。これらの局面では、対象国の弁護士・弁護士会への支援はより重要性を増すものと思われ、日弁連が担うべき役割もより大きくなるものと考えている。

もう一つ感じることは、国際司法支援活動が内容面で深化を求められているのではないかということである。例えば本邦研修にしても、テーマは様々とはいえ、これまでは、現在の日本の制度を見せて紹介するという面が強かったと思う。当委員会としては、各テーマに沿った適切な専門家、専門機関をアレンジするだけで事足りたことも多かった。しかし、最近では、対象国が現に抱える課題に即して、日本の知識や経験を再構成し直して提供しなければならないケースが増えている。例えば民事、刑事の訴訟について、東南アジア各国で、旧社会主義体制の色彩の濃い糾問主義的な手続からより当事者主義的な手続に移行しつつあるが、このような訴訟手続の大改革に直面したとき、実務を担う法曹にどんな研修を行ってこれに対応させたらよいかという課題がある。このような課題は、日本でも戦後直後に経験したことではないかと推測されるが、経験者の多くはすでにこの世になく、その経験を掘り起こして対象国に伝えることは容易なことではない。しかし、このような作業を経ることは、日本における訴訟実務ひとつひとつの意義を問い直し、その長所と短所を見つめ直すきっかけにもなる。まさに、支援とは、一方が他方に与えるものではなく、「ともに学び、ともに育つ」ものであるという、国際司法支援の基本原則の実践である。内容的に深化した分、支援する側の作業量も増え、しんどい面もあるが、その分やりがいも増してきていると考えたい。

<sup>3</sup> これまでに実施された研修のテーマは以下の通りである。2013年度「弁護士会及び法制度についての研修」、2014年度「弁護士の責任」、2015年度「国際契約」、2016年度「株主代表訴訟」。